

春日部市 議会基本条例を 制定しました

議会基本条例は、市民と市

議会とのあり方や議会の責務
などの基本的事項を定める条
例で、議会改革を進める上で
根本基準となるものです。

春日部市議会では、平成24
年3月定例会で春日部市議会
基本条例を議決し、平成24年
4月1日から施行しました。

ここでは、春日部市議会基
本条例の主な内容について、
お知らせします。

前 文

・この条例を制定するに至つ
た背景や、制定するにあたつ
ての決意、及び今後の議会活
動において常に念頭に置くべ
き理念について明らかにして
います。

第1章 総則

★目 的 (第1条)

・春日部市議会がこの条例を
制定する目的を明らかにして
います。

★条例の位置付け (第2条)

・この条例が春日部市議会に
おける最高規範であることを
明らかにしています。

★定 義 (第3条)

・この条例を解釈するにあた
り、重要用語について全条文
を通じて同じ理解をするため
に定義をしています。

第2章 議会及び議員の 活動原則等

★議会の活動原則 (第4条)

・この条例の目的を達成する
ために、市議会が団体機関と
して行う活動の基本原則を定
めています。

★議員の活動原則 (第5条)

・第4条において規定した議
会の活動原則を踏まえ、議員
としての基本姿勢や議会活動
を行う上での基本原則を定め
ています。

★議会の機能強化 (第6条)

・議会が組織としての能力を
向上させるために行う具体的
な取組みについて定めていま
す。

★政策討論会 (第7条)

・議会としての政策形成・立
案を行う具体的な取組みとし
て、政策討論会を行うことが
できることを定めています。

★委員会の活動 (第8条)

・委員会活動に関する基本原
則について定め、また委員会
の機能を強化させる具体的な
取組みについて定めています。

★会 派 (第9条)

・市議会における会派の定義
及び会派としての活動の基本
原則について定めています。

第3章 市民と議会の関係 市民への情報公開の推進

★市民への情報公開の推進 (第10条)

・議会としての情報公開を推
進し、市民との情報共有を図
るための具体的な取組みにつ
いて定めています。

★議会報告会 (第11条)

・議会としての議決責任を果
たし、市民との情報共有を図
るため、議会は自らが直接市
民に対し議案等の審査経過や
結果等を報告する議会報告会
を開催することを定めていま
す。

★広報広聴委員会 (第12条)

・市民との情報共有の推進と
市民参加の機会の充実を図る
ため、市民への広報広聴活動
を専門的に行う機関として、
広報広聴委員会を設置するこ
とを定めています。

第4章 議会と執行機関の 関係

★執行機関との関係 (第13条)

・議会と市長等（市長及びそ
の他の執行機関の職員）との
関係の基本的原則を定め、そ
の姿勢をより充実させるため
の具体的な取組みについて定

めています。

★議決事件の追加 (第14条)

・地方自治法第96条第2項を
活用しての議決事件の追加に
ついて定めています。

第5章 議会改革の更なる 推進

★議会改革 (第15条)

・今後、議会改革を進めてい
くにあたっての基本原則と具
体的な取組みについて定めて
います。

★議員定数及び議員報酬 (第16条)

・議員定数及び議員報酬のあ
り方についての基本原則を定
めています。

第6章 議会事務局の 体制整備等

★議会事務局 (第17条)

・議会活動を補助する議会事
務局の体制整備の基本原則に
ついて定めています。

★議会図書室 (第18条)

・地方自治法第100条第18
項の規定により、議会に置く
図書室の運営についての基本
原則について定めています。

第7章 補則

★見直し手続き (第19条)

・この条例の検証を行い、条
例改正等の必要があると認め
られるときは、条例改正等を行
えることを規定しています。

一問一答方式による
一般質問を試行しました

一問一答方式は、市民の皆
さまが見ていてわかりやすい
質問答弁の議論形式を目指し、
導入をするものです。このた
び、一般質問を傍聴された方
々にアンケートをお願いしま
したので、その結果概要をお
知らせします。

なお、平成24年6月定例会
からは、議会基本条例等に基
づき、実施する予定です。

○アンケート実施日

平成24年3月6日、7日、9日
13日、14日（回答者数16人）

Q1 一問一答方式を試行的に
取り入れていることについて

・大変よいと思う 60%

・よいと思う 33%

・わからない 7%

Q2 一問一答方式での質問答
弁を聞いた印象

・わかりやすい 64%

・普通 22%

・改善を要する 14%

Q3 一括質問一括答弁方式と、
一問一答方式との選択方式に
ついて

・よいと思う 50%

・一問一答方式に統一 29%

・どちらかに統一 21%

今定例会の日程

- 2月20日
開会、市長の平成24年度施政方針の説明、議案第4号から議案第38号までの上程・説明
- 2月23・24・27・28日
議案に対する質疑
- 3月1・2日
常任委員会
- 3月6・7・9・13日
一般質問
- 3月14日
一般質問、総務委員会
- 3月16日
常任委員長報告とそれに対する質疑、各議案及び請願に対する討論・採決、議員提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決、閉会

次回の定例会は 5月28日(月) 開会予定です

本会議の傍聴を希望される方は、市役所本庁舎3階の傍聴者受付で、住所及び氏名をご記入の上、傍聴券を受け取り、傍聴席に入場してください。傍聴席は56席(車いす傍聴席2席を含む)です。
本会議は、通常午前10時から開催されます。

閉会中の委員会活動

- ▽議会運営委員会
2月1日
・平成24年第1回(2月)臨時会運営について
2月15日
・平成24年3月定例会運営について
- ▽議会基本条例策定特別委員会
1月13日
・一問一答方式試行にあたっての意見聴取について
1月23日
・条例(案)に対するパブリックコメント指摘事項の整理と修正案の検討について
- 2月1日
・条例(案)に対するパブリックコメント回答案と修正案の提示について
2月15日
・条例修正(案)のまとめと最終報告書(案)の提示について
- ▽図書室運営委員会
4月4日
・図書費決算、予算について
- ▽議会だより編集委員会
3月19日
・議会だより第27号の発行について
4月4日
・議会だより第27号の発行について

市議会ホームページのご案内

市議会のホームページでは、議員名簿、一般質問発言通告一覧表などを掲載しています。
また、合併以降(平成17年10月)の市議会本会議の会議録の閲覧・検索ができ、平成20年12月定例会以降については、インターネットによる本会議の生中継や録画中継で、議会の様子をご覧いただけます。録画中継は、「会議名」、「議員名」、「会派名」、「用語」によって検索し、目的の中継を探すことができます。
なお、情報の更新は随時行いますが、会議録については、定例会終了後、次回定例会の開会までに更新しています。



春日部市議会 検索

平成23年度定例会傍聴状況						※休会・議案調査・委員会を除く	今定例会傍聴状況												
合 計	3月	12月	9月	6月	定例会 日数		合 計	／ 16	／ 14	／ 13	／ 9	／ 7	3 ／ 6	／ 28	／ 27	／ 24	／ 23	2 ／ 20	月日
38	11	8	11	8	本会議 数		195	9	43	31	46	31	32	0	1	0	1	1	傍聴者数
664	195	144	152	173	傍聴者数 一日平均			討 論・採 決	一 般 質 問	一 般 質 問	一 般 質 問	一 般 質 問	一 般 質 問	質 疑	質 疑	質 疑	質 疑	上 程・説 明	主 な日 程
17	18	18	14	22															

編集後記

東日本大震災から1年余りが経過しましたが、いまだに余震が多く、地震が起きやすい状況も続いています。

日頃から、災害に対する備えをしっかりと行い、災害対応力を高めることが大切です。特に災害直後は、行政による公助が届くまで家族や地域で協力する自助・共助が大変重要になります。助け合いの仕組みを家族や地域で話し合い、非常時に備えておきましょう。

議会だより編集委員会

- 委員長 中川 朗
副委員長 大野とし子
委員 佐藤 一
委員 金子 進
委員 渡辺 浩美
委員 柴 寛美
委員 荒木 洋美
委員 鈴木 保
議長 川鍋 秀雄
副議長 武 幹也

〒344-8577
埼玉県春日部市中央6丁目2番地
春日部市議会

TEL 048-736-1111(代表)
内線3116